

各位

2020年5月12日
大建工業株式会社

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

この度、当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2020年3月期における当社取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。その結果の概要は下記の通りです。

記

1. 評価の方法

当年度の当社の取締役会の実効性の評価については、下記の手順に基づき、全取締役および全監査役による調査票への回答、およびそれをもとにした諮問委員会における審議を踏まえ、取締役会にて討議し、評価を実施いたしました。

- ① 当該年度の調査方法および調査票については、社外取締役および社外監査役が過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会における審議を踏まえ、取締役会にて討議・決定しております。
- ② 調査票については、下記の項目について複数の設問を設け、「取締役7名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役2名）」（以下、対象者）を対象に実施しております。a～dの各設問については、実効性に関する絶対評価を行うとともに、今回より昨年度との相対評価をあわせて行うことで実効性の改善を確認しております。また、数値的な評価に加え、すべての項目について自由意見の記述を促すなど、形式的な評価に陥ることのないよう努めております。

【調査票の大項目】

- a. 取締役会の役割・責務
- b. 取締役会の構成
- c. 取締役会における審議
- d. ステークホルダーとの建設的な対話促進
- e. 諮問委員会の実効性（※）
- f. ガバナンス体制全般
- g. 長期的な企業価値の向上に向けた重要テーマ

※ 取締役会の諮問委員会として、取締役会の実効性の評価やコーポレートガバナンス体制構築等に関する事項を審議する「コーポレートガバナンス委員会」と、取締役や執行役員等の人事や報酬に関する事項を審議する「指名報酬委員会」を設置しております。

- ③ 上記②の調査票による調査結果を踏まえ、コーポレートガバナンス委員会において、評価できる点や改善すべき課題について、評価・分析しております。
- ④ 上記②、③の結果を踏まえ、取締役会において、実効性をさらに高めるための課題や施策等について議論しております。

2. 分析・評価結果の概要

当社の取締役会の実効性を分析・評価した結果、当社の取締役会は、多様な視点と4名の独立社外役員（取締役・監査役）による公正性・透明性を確保した上で、各取締役・監査役より、積極的に意見が表明され、議論を尽くすことが出来ており、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。特に、社外取締役に対し、経営会議に関する情報提供や経営陣との面談機会、国内外事業所視察機会の提供など支援を充実させたことが、中長期的な成長へ向けた活発な議論に貢献したと評価しております。また、株主等ステークホルダーへの情報発信に関して、取締役会において情報の受け手による評価などをモニタリングし、議論したことで、さらなる情報発信の充実や建設的対話のための体制強化につながったと評価しております。

一方で、取締役会において意思決定した投資等重要案件に関する事後モニタリングの強化や、子会社を含むグループ全体の内部統制・リスクマネジメントへの継続した関与、対話を通じて把握したステークホルダーの意見等に関する議論の深化など、取締役会の実効性をさらに高めるための、今後の課題も確認できました。

3. 前年度に認識した課題への対応に関する評価

前年度の取締役会の実効性評価において認識された課題については、当年度の実効性評価において、各課題の改善状況を確認し、いずれについても前年度より改善したことを確認しました。それぞれの課題への対応に関する個別の評価は以下のとおりです。

- ① 子会社を含むグループの内部統制やリスクマネジメントについて、取締役会において、具体的な事例等をもとに検証を行うなど、関与を強めること。
 - ・ 一昨年度発生した調達・システムに関するトラブルへの対応など、重要なリスク案件について報告、議論がなされましたが、子会社を含むグループ全体の内部統制や今般の世界的なパンデミックの経験を踏まえたリスクの再評価など、さらなる継続したリスクマネジメントへの取り組みが、今後の課題として認識されました。
- ② 株主を含むステークホルダーに対して、情報発信だけでなく、情報の受け手の評価を取締役会でモニタリングし、情報発信や説明の充実を図ること。
 - ・ 取締役会において、情報の受け手による評価のモニタリングを強化し、取締役会の意見をグループレポートや株主・投資家向けWEBサイト等に反映したことにより、WEBサイトが外部機関より高評価を受けるなど、情報発信の充実・強化につながりました。

- ③ 取締役会における業務執行等の報告についての運営方法を見直し、より経営戦略に対する PDCA プロセスへの関与を強めること。
- ・ 中期経営計画の重要項目に関する PDCA プロセスを見直したことにより、より進捗が把握されやすくなったと評価しております。一方、取締役会において意思決定した投資案件等の重要事項への事後モニタリング強化など、取締役会における重点課題についてのより深い議論・関与が課題として認識されました。

4. 分析・評価結果を踏まえた今後の課題およびその対応

分析・評価結果を踏まえ、当社は今後、特に以下の課題に注力し、取り組んでまいります。

- ① 取締役会において意思決定した投資案件等の重要事項に関し、事業環境の変化や事業計画の進捗を把握・討議するなど、取締役会としての継続的なモニタリングを強化し、重要な経営戦略における PDCA プロセスへの関与を強める。
- ② 経営環境の急激な変化などを踏まえたリスクの再評価を行うとともに、リスクの重要度に応じてリスク対策などを継続的に取締役会で議論し、リスクマネジメントを強化する。
- ③ 株主・投資家等との対話等の中で把握したステークホルダーからの意見に対して、取締役会として内容を把握し、取るべき対応についての議論を深化する。

以上